

## 第 26 回 大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 会議要旨

### 1 日 時

平成 30 年 9 月 25 日（火） 午前 10 時 00 分開会 午前 10 時 50 分閉会

### 2 場 所

本場 業務管理棟 3 階会議室 A B

### 3 出席者

（委 員）加藤委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、真部委員、牛山委員、金子委員、木本委員、田中委員、今井委員、古家委員

（以上 12 名）

（大阪市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、西田本場長、得能東部市場長、天辰食品衛生検査所担当係長、西東部市場食品衛生検査所長

（以上 8 名）

### 4 会長の選出

会長の選出について、委員の互選により、加藤委員が会長に選出された。

### 5 議 題

卸売市場法の改正について

その他

### 6 議事要旨

(1) 「卸売市場法改正について」、事務局より説明を行った。

<卸売市場法改正の概要について>

- ・卸売市場法改正の経過について、大幅に見直しされた改正法案が国会に提出され可決成立し、本年 6 月 22 日に公布された。
- ・施行期日については、2 年後の平成 32 年 6 月に施行される予定となっている。
- ・中央卸売市場は、これまで国の認可のもと地方公共団体のみが開設できたが、改正法では、要件を満たして国が認定すれば民間でも開設できることとなった。
- ・卸・仲卸業者の業務許可については、法に定めがなくなった。
- ・現行法に定める取引ルールのうち、差別的取扱い、受託拒否の禁止など一部は共通の取引ルールとして引き続き法に規定されるが、一方で改正法に規定されなかった取引ルールは、「第三者販売の禁止」や「直荷引きの禁止」などその他の取引ルールとし

- て、開設者が関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏んだうえで、定めることができる」とされている。
- ・農林水産省が提示している基本方針案には、法に定める事項「卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項」、「卸売市場の施設に関する基本的な事項」、「その他卸売市場に関する重要事項」の3つが掲げられている。
  - ・政省令案については、改正卸売市場法における政省令へ委任されているものが記載されており、主に事務手続き的な内容となっている。
  - ・本年6月14日に参議院の農林水産委員会において全会一致でなされた附帯決議には、「生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること」など、卸売市場の持つ高い公共性を踏まえたものとなっている。

#### <運営協議会の今後の進め方について>

- ・今回の法改正の対応として、当市場においても、取引ルールをはじめとした市場運営に必要な事項を条例で定める必要がある。
- ・特にその他の取引ルールに関しては、高度な専門的知見を要するものであり、かつ、市場での取引に参加される皆様方にも大きな影響があることから、卸・仲卸業者など取引参加者の多様なご意見等をお聞かせいただく必要がある。
- ・大阪市中心卸売市場業務条例に第64条第5項に基づき、専門委員を設置し、専門委員と開設者とともに、取引参加者の皆様のご意見をお聞かせいただきたい。
- ・専門委員については、運営協議会委員の加藤会長と、元株式会社マルエツ常務執行取締役役員で、現在、大阪商業大学大学院後期博士課程の 東野 亨 様をお願いしている。また、もう一人については、現在、依頼中のため、確定次第、文書によりご報告させていただきます。
- ・運営協議会の今後のスケジュールについて、平成30年10月から12月にかけて専門委員と開設者として、取引参加者の皆様のご意見をお聞かせいただいた後、ご意見をとりまとめ、開設者の考え方を加えて、平成31年1月中を目途に運営協議会を開催させていただきますと考えている。
- ・審議の状況によっては、年度内にもう一度、開催させていただくこともある。
- ・法改正に関する最終の運営協議会については、本市においてパブリックコメントを実施する場合や、市会へ条例改正案の議案上程、周知期間などを勘案すると、来年7月頃に条例改正案を提示させていただき、ご審議いただきたいと考えている。

#### (2) 「運営協議会の今後の進め方について」について運営協議会委員から質問等があった。

- ・青果と水産で違うと思うので、専門委員の3名は青果、水産と分けなくてはいけないのではないかと。

## 7 配布資料

〈卸売市場法改正の概要について〉

(資料1) ……卸売市場法の改正について

(資料2) ……卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する  
法律の概要 (農林水産省作成)

(資料3) ……卸売市場法 (平成30年6月22日公布)

(資料4) ……卸売市場に関する基本方針 (案)

(資料5) ……卸売市場法の改正に伴う政省令案 (骨子) について

(資料6) ……卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議

〈運営協議会の今後の進め方について〉

(資料7) ……大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会専門委員の  
設置について

(資料8) ……卸売市場法改正にかかる運営協議会等スケジュール

## 8 問合せ先

大阪市中央卸売市場企画担当

T E L : 06-6469-7935

F A X : 06-6469-7939